

基 発 0323 第 6 号

平成 24 年 3 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について」の訂正について

労働時間等設定改善関係業務に関しては、平成 23 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 17 号「今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について」（以下「業務通達」という。）に基づき運営することとしているが、業務通達のうち、労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金の支給決定等に用いる様式中、当該支給決定等に対して審査請求及び取消訴訟の提起ができる旨の教示文については、当該支給決定等が審査請求又は取消訴訟の提起ができる行政処分に該当しないことから不要であるため、業務通達を下記のとおり訂正する。

記

1 労働時間等設定改善推進助成金に係る通知様式の訂正

業務通達（別添 1）労働時間等設定改善推進助成金支給要領の様式第 4 号、様式第 7 号、様式第 11 号、様式第 12 号及び様式第 14 号を別添 1 の 1 から別添 1 の 5 までのとおりとする。

2 職場意識改善助成金に係る通知様式等の訂正

業務通達（別添 2）の職場意識改善助成金支給要領の第 10 経過措置中「平成 22 年度に職場意識改善計画を認定した助成金の支給については、今回の改正にかかわらず、なお従前の例による。」を「平成 22 年度に職場意識改善計画を認定した助成金の支給については、様式第 4 号、様式第 7 号、様式第 11 号、様式第

12号及び様式第13号を除き、今回の改正にかかわらず、なお従前の例による。」
とするとともに、様式第4号、様式第7号、様式第11号、様式第12号及び様式第13号を別添2の1から別添2の5までのとおりとする。

様式第4号

労働時間等設定改善推進助成金事業実施不承認通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る支給対象事業としての労働時間等設定改善推進事業実施の承認については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

様式第7号

労働時間等設定改善推進助成金事業実施計画変更不承認通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る支給対象事業の変更承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

--

様式第11号

労働時間等設定改善推進助成金支給決定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

- 1 支給決定額 円
- 2 支給決定年月日 平成 年 月 日

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類は、翌年度の初日から起算して5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を直ちに返還していただきます。

様式第12号

労働時間等設定改善推進助成金不支給決定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった労働時間等設定改善推進助成金については、審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

記

理由

様式第14号

労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けをもって、貴団体に対して支給した労働時間等設定改善推進助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

記

1 返還の理由

2 返還額 円

3 返還の期限 平成 年 月 日

4 返還の方法 別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

様式第4号

職場意識改善計画不認定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった職場意識改善計画の認定申請については、審査の結果、下記の理由により認定しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

--

様式第7号

職場意識改善計画変更不認定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった職場意識改善計画変更の認定申請については、審査の結果、下記の理由により認定しないこととしたので、通知いたします。

記

理由

--

様式第11号

職場意識改善助成金支給決定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった職場意識改善助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

- 1 支給決定額 円
- 2 支給決定年月日 平成 年 月 日

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 職場意識改善助成金の支給に係る関係書類は、翌年度の初日から起算して5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を直ちに返還していただきます。

様式第12号

職場意識改善助成金不支給決定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった職場意識改善助成金については、
審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

記

理由

--

様式第13号

職場意識改善助成金返還決定通知書

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

平成 年 月 日付けをもって支給した職場意識改善助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

記

1 返還の理由

--

2 返還額 円

3 返還の期限 平成 年 月 日

4 返還の方法 別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること